

主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を
保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書

昨年4月14日、主要農作物種子法（以下、「種子法」という。）廃止法案が可決成立し、本年4月1日より種子法は廃止となります。これによって、1952年より日本の農業と国民の食生活を支えてきた米、麦、大豆という主要農作物の種子を100%国産でまかなうことを維持してきた法的根拠と、その財源が失われることとなります。とりわけ基幹作物としての米は、種子価格の高騰に加え、優良品種の維持や開発の衰退、品種の多様性の喪失など深刻な影響を受けることが懸念されます。

さらに、昨年5月12日に成立した農業競争力強化支援法においては、育苗の生産に関する知見を民間事業者に積極的に提供すること、さらに銘柄の集約の取組みを促進することも定められています。

これらが相まって、中小農家の撤退、大規模経営への集約が進むこと、大手資本参入による品種の淘汰、独占が起こることが危惧されます。長期的には、世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されています。伊那谷の農業・農家、そして消費者にとっても、これは重大な問題です。

種子法廃止にあたり、参議院では附帯決議として、「都道府県での財源確保」、「種子の国外流出禁止」、「種子独占の弊害の防止」などが求められています。

以上のことから、食糧主権と食の安全を守り、公共財としての多様な日本の種子を保全するために、新たな法整備と積極的な施策を行うよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成30年3月19日

伊 那 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣

